

新旧対照表

○遊漁規則（変更）の認可についての審査基準

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この審査基準は、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）及び、<u>神奈川県漁業調整規則（令和2年神奈川県規則第91号）</u>に定めるもののほか、<u>法第170条第1項及び第3項の規定による遊漁規則（変更）の認可申請</u>について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>なお、この審査基準は行政手続法第5条第1項に基づき定めたものである。</p> <p>(審査基準)</p> <p>第2条 審査に当たっての基準は次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>法第170条第2項</u>の事項が規定されていること。</p> <p>(2) 総会若しくは総代会において水産業協同組合法（昭和23年法律第242号。以下「組合法」という。）第48条第1項第9号（第52条第6項及び第92条第3項で準用する場合を含む。以下同じ。）の規定又は総会の部会において組合法第51条の2第1項の規定に基づく議決が行われていること。</p> <p>(3) <u>法第170条第5項各号</u>に規定する内容に該当すること。</p> <p>(4) 前項の内容に該当するか否かについては、水産庁長官から</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この審査基準は、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）及び、<u>神奈川県内水面漁業調整規則（昭和40年神奈川県規則第110号）</u>、以下「規則」という。）に定めるもののほか、<u>法第129条第1項及び第3項の規定による遊漁規則（以下「遊漁規則」という。）（変更）の認可申請</u>について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>なお、この審査基準は行政手続法第5条第1項に基づき定めたものである。</p> <p>(審査基準)</p> <p>第2条 審査に当たっての基準は次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>法第129条第2項</u>の事項が規定されていること。</p> <p>(2) 総会若しくは総代会において水産業協同組合法（昭和23年法律第242号。以下「組合法」という。）第48条第1項第9号（第52条第6項及び第92条第3項で準用する場合を含む。以下同じ。）の規定又は総会の部会において組合法第51条の2第1項の規定に基づく議決が行われていること。</p> <p>(3) <u>法第129条第5項各号</u>に規定する内容に該当すること。</p> <p>(4) 前項の内容に該当するか否かについては、水産庁長官から</p>

の地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言「遊漁規則の作成及び認可について」（令和4年7月26日4水管第1167号）第5の3（1）及び（2）に基づき判断する。

（添付書類）

第3条 申請書には、必要に応じて次の各号に掲げる関係種類を添付すること。

- （1）遊漁規則
- （2）組合法第48条第1項第9号の規定に基づき総会若しくは総代会又は第51条の2第1項の規定に基づき総会の部会において議決したことを証する書類（議事録の抄本）。
- （3）変更の場合は、（2）の書類に変更される規則の内容が具体的に記載されたもの。
- （4）遊漁料算定に関する次の各資料
  - ア 組合員の漁業行使の実態（漁具・漁法別操業人数・日数等）
  - イ 遊漁券の発行枚数（魚種・漁具、漁法別・日券・年券の別）
  - ウ 年券利用者の年間における平均遊漁日数を推定し得るもの
  - エ 水産動植物の増殖及び漁場管理に要した費用及びその内訳
  - オ 水産動植物の増殖計画（魚種別増殖方法及びその費用）及

の地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言「遊漁規則の作成及び認可について」（平成2年9月7日2水管第1419号）5（3）①及び②に基づき判断する。

（添付書類）

第3条 申請書には、必要に応じて次の各号に掲げる関係種類を添付すること。

- （1）遊漁規則
- （2）組合法第48条第1項第9号の規定に基づき総会若しくは総代会又は第51条の2第1項の規定に基づき総会の部会において議決したことを証する書類（議事録の抄本）。
- （3）変更の場合は、（2）の書類に変更される規則の内容が具体的に記載されたもの。
- （4）遊漁料算定に関する次の各資料
  - ア 組合員の漁業行使の実態（漁具・漁法別操業人数・日数等）
  - イ 遊漁券の発行枚数（魚種・漁具、漁法別・日券・年券の別）
  - ウ 年券利用者の年間における平均遊漁日数を推定し得るもの
  - エ 従来水産動植物の増殖及び漁場管理に要した費用及びその内訳
  - オ 水産動植物の増殖方法（魚種別増殖方法及びその費用）及

び漁場管理計画（事項別の計画及びその費用）

カ 組合の収支決算書

キ 遊漁料算定方法

(5) 禁漁区及び禁漁期を設定（変更）する場合は、次の各資料

ア 設定（変更）を行う場所の写真及び状況を表わす資料

イ 設定（変更）を行う区域の地図

ウ 設定（変更）を行う区域の様相等資料

エ 設定（変更）を行う区域での漁場監視員の報告書

オ 設定（変更）を行う時期の遊漁券の販売状況

カ 設定（変更）を行う区域の魚類相調査等の資料

(6) 遊漁承認事務を連合会に委任する場合は、この件に関する各組合等と連合会との間の契約書写（県内共通遊漁証を設定する場合）

(7) 変更の場合は、変更理由書、新旧対照表、その他変更内容に関する書類

2 申請書及び前項の関係書類は2部ずつ提出すること。

附 則

1 この基準は、令和5年6月8日から施行する。

2 遊漁規則（変更）の認可についての審査基準（平成25年5月1日施行）は、廃止する。

び漁場管理計画（事項別の計画及びその費用）

カ. 組合の収支決算書

キ. 遊漁料算定方法

(5) 禁漁区及び禁漁期を設定（変更）する場合は、次の各資料

ア. 設定（変更）を行う場所の写真及び状況を表わす資料

イ. 設定（変更）を行う区域の地図

ウ. 設定（変更）を行う区域の様相等資料

エ. 設定（変更）を行う区域での漁場監視員の報告書

オ. 設定（変更）を行う時期の遊漁券の販売状況

カ. 設定（変更）を行う区域の魚類相調査等の資料

(6) 遊漁承認事務を連合会に委任する場合は、この件に関する各組合等と連合会との間の契約書写（県内共通遊漁証を設定する場合）

(7) 変更の場合は、変更理由書、新旧対照表、その他変更内容に関する書類

2 申請書及び前項の関係書類は2部ずつ提出すること。

附 則

1 この基準は、平成25年5月1日から施行する。

2 遊漁規則（変更）認可についての事務処理要領（平成6年10月1日施行）は、廃止する。